

○京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例

(平成21年 3 月25日 条例第 1 号)

改正	平成21年 5 月29日 条例第 3 号	平成21年11月30日 条例第 4 号
	平成22年11月25日 条例第 5 号	平成26年12月19日 条例第 3 号
	平成28年 3 月23日 条例第 3 号	平成28年12月21日 条例第 4 号
	平成29年12月25日 条例第 1 号	平成30年12月21日 条例第 1 号
	令和元年12月23日 条例第 1 号	令和 2 年11月27日 条例第 3 号
	令和 4 年 3 月30日 条例第 1 号	令和 4 年12月19日 条例第 3 号
	令和 5 年12月18日 条例第 5 号	令和 6 年12月19日 条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、京都府自治会館管理組合常勤の副管理者（以下「常勤副管理者」という。）の給与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(給与の種類)

第 2 条 常勤副管理者の給与は、給料、通勤手当及び期末手当とする。

(給料)

第 3 条 常勤副管理者の給料の月額は、600,000円とする。

(手当)

第 4 条 常勤副管理者の通勤手当及び期末手当は、次のとおりとする。

- (1) 通勤手当 京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（平成 8 年京都府自治会館管理組合条例第23号）の適用を受ける一般職に属する職員（以下「一般職の職員」という。）の例による。
- (2) 期末手当 給料の月額及び給料の月額に100分の20を乗じて得た額並びに給料の月額に100分の25を乗じて得た額の合計額に100分の172.5を乗じて得た額とする。

(平21条例 4 ・平22条例 5 ・平26条例 3 ・平28条例 3 ・平28条例 4 ・平29条例 1 ・平30条例 1 ・令元条例 1 ・令 2 条例 3 ・令 4 条例 1 ・令和 4 条例 3 ・令和 5 条例 6 ・令和 6 条例 2 ・一部改正)

(支給方法)

第5条 前2条に定める給与の支給方法については、一般職の職員の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(京都府自治会館管理組合収入役の給与に関する条例の廃止)

- 2 京都府自治会館管理組合収入役の給与に関する条例（平成17年京都府自治会館管理組合条例第1号）は、廃止する。

(平成21年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 3 平成21年6月に支給する期末手当に関する第4条第2号の規定の適用については、「100分の160」とあるのは「100分の145」とする。

(平21条例3・追加)

附 則（平成21年5月29日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年11月30日条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

(規則への委任)

- 3 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成22年11月25日条例第5号）

この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月19日条例第3号）

この条例は、公布の日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月23日条例第3号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）並びに第2条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例（第4項において「改正後の副管理者給与条例」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の副管理者給与条例を適用する場合においては、第2条の規定による改正前の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の副管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成28年12月21日条例第4号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）並びに第2条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例（第4項において「改正後の副管理者給与条例」という。）の規定は、平成28年4月1日から適用する。
- 4 改正後の副管理者給与条例を適用する場合においては、第2条の規定による改正前の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の副管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成29年12月25日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）並びに第2条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例（第4項において「改正後の副管理者給与条例」という。）の規定は、平成29年4月1日から適用する。

（給与の内払）

- 4 改正後の副管理者給与条例を適用する場合においては、第2条の規定による改正前の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の副管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

（規則への委任）

- 5 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則（平成30年12月21日条例第1号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（次項において「改正後の給与条例」という。）及び第2条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例（第4項において「改正後の副管理者給与条例」という。）の規定は、平成30年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の副管理者給与条例を適用する場合には、第2条の規定による改正前の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の副管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和元年12月23日条例第1号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例(次項において「改正後の給与条例」という。)及び第2条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例(第4項において「改正後の副管理者給与条例」という。)の規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の副管理者給与条例を適用する場合には、第2条の規定による改正前の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の副管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 7 前4項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和2年11月27日条例第3号)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月30日条例第1号)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、この条例による改正後の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例第4条第1項第2号の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末手当の額から、令和3年12月に支給された期末手当の額に、167.5分の10を乗じて得た額を減じた額とする。
- 3 この条例に施行に関し、必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和4年12月19日条例第3号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第13条第3項及び第18条第2項の改正規定を除く。次項において同じ。）による改正後の給与条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。なお、同条の規定（給与条例第18条第2項の改正規定に限る。）による改正後の給与条例及び第2条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例（以下「副管理者給与条例」という。）第4項において同じ。）の規定は、令和4年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の副管理者給与条例を適用する場合には、第2条の規定による改正前の副管理者給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の副管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和5年12月18日条例第6号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、令和6年4月1日から施行する。

(給与の内払)

- 4 改正後の副管理者給与条例を適用する場合には、第2条の規定による改正前の副管理者給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の副管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 (令和6年12月19日条例第2号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合職員の給与に関する条例(附則第3項において「改正後の給与条例」という。)の規定及び第2条の規定による改正後の京都府自治会館管理組合常勤の副管理者の給与に関する条例(附則第4項において「改正後の副管理者給与条例」という。)は、令和6年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 4 改正後の副管理者給与条例を適用する場合には、第2条の規定による改正前の副管理者給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の副管理者給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(規則への委任)

- 5 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。